

第 2 回

熊本県議会

# 農林水産常任委員会会議記録

平成19年6月19日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成19年6月19日（火曜日）

午前10時1分開議

午後0時17分閉会

本日の会議に付した事件

平成19年度主要事業等説明

議案第11号 工事請負契約の変更について

報告第1号 平成18年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第6号 平成18年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

① 農林水産部における平成18年度の行財政改革の取組みについて

② 熊本県中小企業振興基本条例への取組みについて

③ 品目横断的経営安定対策への取組み状況について

④ 国営川辺川土地改良事業（利水事業）の現状と今後の進め方について

出席委員（7人）

委員長 中村博生

副委員長 佐藤雅司

委員 前川 收

委員 田端 義一

委員 西 聖一

委員 内野 幸喜

委員 上田 泰弘

欠席委員（1人）委員 荒木 義行

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農林水産部

部長 山本隆生

次長 廣田大作

次長 三島和隆

次長 上田 堅

次長 横山一敏

次長 吉田好一郎

首席農林水産審議員兼

農林水産政策課長 瀬口 豊

団体支援総室長 丸山秀人

団体支援総室副総室長 船越宏樹

農林水産政策監兼

団体検査室長 東 泰治

農業経営課長 伊藤敏明

農業技術課長 本田民雄

首席農林水産審議員兼

農産課長 村田 稔

園芸生産・流通課長 藤井正範

畜産課長 高野敏則

首席農林水産審議員兼

農村計画・技術管理課長 進藤金日子

農村整備課長 加納 義英

森林整備課長 織田 央

林業振興課長 井手澄男

森林保全課長 下林 恭

首席農林水産審議員兼

水産振興課長 堤 泰博

漁港漁場整備課長 久保田 義信

事務局職員出席者

議事課課長補佐 森本 健一

政務調査課課長補佐 植木野 美紀子

午前10時1分開議

○中村博生委員長 それでは、ただいまから第2回農林水産常任委員会を開会いたします。

本日は、執行部を交えての初めての委員会

でありますので、一言ごあいさつを申し上げます。

さきの第1回委員会で委員長に選任いただきました中村でございます。今後1年間、佐藤副委員長とともに、円滑な委員会運営に努力してまいりますので、委員各位におかれましても、御指導、御協力のほどよろしくお願いしたいと思います。そしてまた、執行部の皆さん方にも、この1年間、御協力のほどよろしくお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、あいさつにかえさせていただきます。どうもお世話になります。

続いて、佐藤副委員長からごあいさつをお願いいたします。

○佐藤雅司副委員長 おはようございます。副委員長を拝命いたしました佐藤雅司でございます。

中村委員長を補佐し、一生懸命務めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○中村博生委員長 次に、執行部幹部職員の自己紹介をお願いいたします。

自己紹介は、課長以上について自席からお願いします。

また、審議員及び課長補佐については、別にお配りしております職員名簿により、紹介にかえさせていただきます。

それでは、山本農林水産部長から、順次お願いいたします。

(山本農林水産部長、瀬口農林水産政策課長～久保田漁港漁場整備課長の順に自己紹介)

○中村博生委員長 1年間このメンバーで審議を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、平成19年度主要事業等説明及び付託議案等の審査に入ります。

質疑については、執行部の説明を受けた後、一括して受けたいと思います。

また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆さんは着席のままで行ってください。

まず、山本農林水産部長から総括説明を行い、続いて各課長から順次説明をお願いします。

○山本農林水産部長 それでは、説明に先立ちまして、まずもって、さきの県議会議員選挙におきまして、めでたく当選の栄に浴されました委員の先生方に対しまして、心からお祝い申し上げます。今後農林水産行政の全般にわたりまして、御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、今議会の冒頭、知事による議案説明に先立ちまして、当農林水産部職員の不祥事につきましておわびがなされましたが、今回この不祥事、委員各位に多大なる御心配と御迷惑をおかけし、改めて心からおわび申し上げます。どうも申しわけありませんでした。

今後、公僕たる公務員の原点をしっかりと意識し、農林水産部を挙げて、さらなる綱紀粛正の徹底と信頼回復に努めてまいります所存でございます。

それでは、改めまして御説明申し上げます。

初めに、農林水産部の平成19年度当初予算でございますが、予算総額は、お手元にお配りいたしております主要事業及び新規事業説明資料の3ページでございますが、平成19年度当初予算総括表のとおりでございます。一般会計が719億4,954万円余、特別会計が11億5,019万円となっており、総額730億9,973万円余となっております。

その主な取り組みについてでございますが、まず農業関係では、本県農業の持続的な発展のために、元気人気くまもと農業運動を初めといたしました各種の施策を展開してまいります。

とりわけ、平成19年度から本格実施される

品目横断的経営安定対策等に対応するために、認定農業者や地域営農組織など多様な担い手の育成、確保と生産体制の整備を引き続き進めてまいります。

また、品目横断的経営安定対策と表裏一体の関係にございます新たな米の需給調整システムへの円滑な移行を推進しますほか、農地・農業用水等を適切に保全、管理し、農業生産による環境負荷の低減を図るため、共同活動や営農活動を支援してまいります。

さらに、安全、安心な農産物づくりを基本といたしまして、熊本オリジナル品種の開発を進めますとともに、高度な栽培管理を可能とする生産基盤や生産施設の整備を進めてまいります。

あわせて、東アジアなどへの農林水産物の輸出促進等、大消費地、海外等に向けて熊本農林水産物の魅力の情報発信と販路拡大に努めてまいります。

一方、林業関係でございますけれども、林業を取り巻く環境変化に対応するため、新たに熊本県森林・林業・木材産業基本計画を策定いたしました。その計画実現に向けまして、新たな木材の生産供給体制の構築を図るための取り組みを推進するほか、森林の多面的機能の低下を防止するため、間伐等の森林整備や野生鳥獣による森林被害防止に向けた取り組みを、県、市町村、森林所有者等が一体となって推進してまいります。

また、水とみどりの森づくり税による関連事業につきましては、引き続き、森林の公益的機能発揮に向けた取り組みといたしまして、針葉樹と広葉樹が混在する森林への誘導等に取り組んでまいります。

さらに、本年11月4日に、皇族殿下の御臨席を仰ぎ、第31回全国育樹祭を阿蘇みんなの森で開催いたします。この機会を通しまして、県民参加の森づくりへの機運を一段と高めてまいりたいと考えております。

そして、水産関係でございますけれども、

漁場機能を回復させるために、増殖場の造成や作濬、覆砂等を実施しますほか、水産資源の回復と持続的利用を図るため、つくり育て管理する漁業に取り組みますとともに、持続的生産が可能な養殖業を推進してまいります。

また、有明海・八代海の再生につきましては、漁場環境の保全、改善のため、藻場造成、干潟の保全、改善、調査研究等に引き続き取り組んでまいります。

以上、具体的な施策や事業内容につきましては、この後、各課長及び総室長から御説明をさせていただきます。

続きまして、御提案いたしております関係議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回御提案いたしておりますのは、条例等案件といたしまして工事請負契約の変更契約締結1件、そして、平成18年度一般会計繰越明許費繰越計算書及び事故繰越し繰越計算書の報告でございます。詳細につきましては、これも後ほど関係課長から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

最後に、その他の報告事項といたしまして、農林水産部における平成18年度の行財政改革の取り組みについて、ほか3件を予定いたしておりますが、このうち国営川辺川土地改良事業につきまして御説明を申し上げます。

昨年7月、事業の最大受益地でございます相良村が国営利水事業への不参加を表明いたしまして、その後、他の5市町村との間で意見の対立が続いている状況にございましたが、本年5月に、新たに関係6市町村長による協議が始まるなど、事業をめぐる地元の状況が変化してまいっております。

県といたしましては、球磨北部地域の基幹産業である農業の振興、発展のためには、利水事業は必要との認識でございます。関係市町村の協議の状況を見きわめながら、的確に

対処してまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。これも詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明申し上げます。

以上、どうぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○中村博生委員長 なるべく簡潔に説明していただきたいと思います。

瀬口農林水産政策課長。

○瀬口農林水産政策課長 8ページをお願いいたします。

農林水産政策課分の主要事業、新規事業でございますけれども、まず第1番目、元気人気くまもと農業運動事業でございます。

これは目的に書いてあります、熊本農業の持つ魅力や個性を生産者と消費者がそれぞれの立場から再発見し、本県農業の再生と飛躍のきっかけとなるような運動を展開するというものでございます。

主な事業内容でございますけれども、(2) J A推進活動費として430万円、これはJ A中央会の運動推進とか、あるいは地域11 J Aで取り組みます個性化農産物づくりへの補助等でございます。

(3)でございますけれども、チャレンジ実験事業。

観光、福祉関係等とパートナーシップを組んで、先進的で実験的な取り組みを支援するものでございまして、振興局単位11地域でありまして、2分の1補助する、補助額は、300万円の半分の150万円が限度ということでございます。

それから、地産地消の協力店の指定をして、地産地消活動の情報発信をするというものがございます。

5番目が食文化の継承ということで、食育ボランティア活動推進や地域における食育活動推進、これは学校給食への県産品利活用や

農業体験を通じた食育活動への補助等でございますけれども、こういった事業を展開するというところでございます。

(6)都市・農村の交流促進として、②の食・農ネットワークの活動や、あるいは③、毎月第2週の金土日の元気の日を県民等に周知啓発しまして「うまか〜！くまもと元気の日」ということで活動してまいりたいということでございます。

続きまして、次ページ、生産流通履歴情報システム導入対策事業でございますけれども、食の安全に対する不安というものを、消費者の方6割以上不安を感じているということでございますけれども、安全で安心な食の供給システムの確立を目指しまして、農産物の生産工程記帳の推進を基本にしまして、生産流通履歴情報を追跡できるトレーサビリティシステムの導入を推進するというようにしております。

事業内容につきましては、(2)条件整備事業というのがございますけれども、トレーサビリティシステムの導入に必要なデータベースの構築、情報関連機器等の整備を行う地域J A、あるいは生産組合等に対するの支援を行うものでございます。

続きまして、次のページの水とみどりの森づくり基金積立事業でございます。

目的については、御案内のように、森林の有する公益的機能の増進を図る施策に要する経費に充てるため、水とみどりの森づくり税を創設しておりますけれども、その用途を明確にしまして、次年度以降の事業執行を計画的に行うために基金を積み立てるものでございます。

中ほどの表を見ていただきたいと思います。平成17年度税込見込み額3億7,600万円余、関連事業費2億1,900万円余ございまして、その残りについて1億5,600万円を積み立てております。平成18年度も同様に3,900万円積み立てております。

平成19年度につきましては、そこに書いておりますように、4,687万5,000円の取り崩しを予定しております、これと本年度の税収を合わせまして5億円余の事業を行う予定としております。以降、積立金については取り崩しをしていく計画でございます。

それから、次のページでございますけれども、くまもとオンリーワン農産物研究開発事業でございます。

個性化による特色ある農産物づくりを技術的に支援するために、県オリジナル品種及び優良家畜を育成するとともに、その特性を最大限引き出す栽培技術や飼養技術を開発するというものでございます。

事業内容としましては、(1)オリジナル品種等の育成、選定といたしまして、各種作物の優良品種育成や種雄牛、豚、鶏の優良系統育成等の研究を行うものでございます。

(2)のオリジナル品種等の栽培技術等開発でございますけれども、個性化対象品目及び有望系統の栽培技術の確立や県育成種雄牛、豚、鶏の飼養技術の確立等の研究をして、生産現場への普及、定着を図るというものでございます。

続きまして、安全な農産物の生産技術高度化事業、12ページでございますけれども、くまもとグリーン農業の推進を支援するために、消費者が求める安全な農産物づくり及び環境に配慮した持続型農業生産を行うための研究開発を行うものでございます。

事業内容としましては、(1)の化学農薬に頼らない病害虫制御技術の確立や環境に優しい施肥技術の確立、それからバイオマス資源有効利活用技術の開発等を行うものでございます。

13ページをお願いします。

林産物利用加工研究開発指導事業でございますけれども、県内森林資源の需要を拡大するために、製材の用途に応じた確かな品質の乾燥材を安定供給するための乾燥材供給シス

テム構築手法を確立し、資源の有効利用を推進するというものでございます。

(1)でございますけれども、強度性能の高い杉集成材の開発に必要な杉板材に関する研究、これは県産杉だけを使った高強度の集成材を開発して需要拡大を図るというものでございます。

それから(2)木材関連産業の形態、規模に応じた乾燥システムの開発ということで、地域の木材資源の質、量、製品の種類、利用可能な乾燥エネルギーの種類等を考慮して、環境負荷の小さい低コスト乾燥システム構築手法を研究するものでございます。

続きまして、魚介類養殖生産安定対策事業でございます。

養殖魚介類につきましては、発生する疾病のため、効果的対策がなく、多大な被害を与えるというものがございます。その対処技術の開発を行い、新魚種の養殖技術の開発等を目指すものでございます。

まず、事業内容としては、1番目に、重要疾病対策としてトラフグ養殖の改善を行うということでございます。2番目がトラフグのやせ病対策の強化、3番目はクルマエビ養殖のウイルス病対策、それから4番目に養殖技術指導でございます。

こういった疾病対策に加えまして、(2)の養殖品種多様化試験というものを行います。

この内容は、今まで養殖魚種としてなかったカワハギ、キジハタ、シカメガキの飼育試験を実施しまして、新たな養殖魚種としての養殖技術を確立するというものでございます。

以上でございます。

○丸山団体支援総室長 団体支援総室でございます。

主要事業説明資料の15ページをお願いいたします。

まず、農業協同組合運営指導費でござい

すけれども、これは農協の適正な運営や経営の健全性を確保するために、農協法上の指導監督及び農協の事業、組織の見直し等について指導を行うものでございます。

次に、農業協同組合検査事業費でございます。

これは、農協の健全かつ適正な運営に資するために、農業協同組合法に基づきまして、合法性、合目的性及び合理性の観点から、農協の業務及び会計処理の状況について検査をするものでございます。信用事業を行っております農協——15農協でございますけれども、につきましては、2年に1回の周期で常例検査を行っております。なお、ここには農業協同組合だけを上げておりますけれども、森林組合、漁業協同組合につきましても、同じように常例検査、運営指導を行ってまいります。

16ページをお願いいたします。

中核森林組合育成総合対策事業でございます。

森林整備の主要な担い手であります森林組合が、厳しい環境下におきましても、地域や森林所有者等の負託にこたえ得る自立的経営が実現できる組合となれるように指導、支援を行うものでございます。

具体的には、役職員の資質、技術力の向上のための研修会の開催などの経営体制強化へ向けた取り組み、また、低コスト林業確立のためのパイロット事業の実施や、組合の経営基盤強化対策といたしまして、森林所有者への低コストで効率的な施業提案等の実施についての補助などを行ってまいります。

次に、漁協組織緊急再編対策事業でございます。

現在39組合がございますけれども、漁協の合併につきましては、資源管理、担い手育成等、水産業の新たな課題を担い得る基盤を備えた漁協へ向けまして合併を進めているところでございますけれども、今年度におきましても、各種協議会への運営費補助などにより

まして、合併の促進を図っていくことといたしております。

17ページをお願いいたします。

農業共済団体指導監督費でございます。

これは、農業共済事業を行っております農業共済組合の各事業が円滑、適正に行われますように、共済事業の実施に関し支援を行うとともに、農業災害補償法に基づく常例検査や指導監督を行い、組合事業の適正な運営を図るものでございます。

次に、卸売市場整備推進事業ですが、これは県民生活に不可欠な生鮮食料品等の流通の拠点として重要な役割を果たしております卸売市場の健全な発展と円滑かつ効率的な流通を確保していくために、卸売市場審議会の開催や卸売市場の検査、指導等を行うものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

18ページから20ページにかけましては、農林水産業に關します制度資金の主なものを上げております。

本県の農林水産業の振興を図るために、経営の改善等を目指す農林水産業者等に対しまして、県や組合等の金融機関が設備投資のための資金や運転資金等を低利で融資したり、借入者の負担軽減のため利子補給を行うものでございます。

今年度の特徴について説明いたしますと、今年度から品目横断的経営安定対策が実施されることに合わせまして、重要な担い手であります集落営農組織に対して、資金面での支援の充実強化を図っています。

具体的には、(1)の農業近代化資金でございますけれども、平成19年度から21年度までの3年間にわたりまして、国におきまして無利子化措置がなされます。この無利子化の対象が認定農業者に限定されておりますので、もう一つの重要な担い手であります集落営農組織に対しましては、県が上乘せ利子補給を行いまして、認定農業者と同様に無利子化を

実施いたしております。

次に、(2)の自立経営体育成資金についてでございますけれども、この資金は認定農業者向けの資金でございます。今年度から、国におきまして、スーパーL資金の無利子化が実施されます。それに伴いまして大幅な資金の利用増が見込まれますので、融資枠をこれまでの20億円から30億円に拡大をいたしました。制度資金の融資枠、今年度全体では、昨年度以上の融資枠を確保いたしております。農林水産業者等の需要に適切にこたえていきたいと考えております。

団体支援総室は以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○伊藤農業経営課長 農業経営課でございます。

資料の21ページをお願いいたします。

まず、担い手育成支援事業でございます。

目的といたしましては、農業従事者の減少、耕作放棄地の増大、それから担い手への施策の集中化、重点化、これは19年度から品目横断的経営安定対策が入っておりますが、これらに対応いたしまして推進体制を整備し、担い手の育成、確保の取り組みを加速化するものでございます。

このため、政策や制度の周知を図るとともに、認定農業者への誘導とそれから経営管理能力等の向上を図るものでございます。さらに法人化を進めたいと考えております。

2の事業内容でございます。

(1)が県段階、それから(2)が市町村段階におきます担い手育成総合支援協議会事業でございます。それぞれの活動に対して支援を行っていくものでございます。

次に、22ページをお願いいたします。

地域営農組織育成緊急支援事業でございます。

目的といたしましては、地域営農組織の設立や法人化等への取り組みを支援するとともに、

農地保有合理化法人、これは県内におきましてはJAが行っておりますが、そういった法人を活用いたしまして、安定的な農地集積体制を確立し、品目横断的経営安定対策に対応した取り組みをさらに加速化させるものでございます。

事業内容でございますが、(1)といたしまして、営農組織の育成、経営力強化のための支援、それから(2)といたしまして、経営資源集中化のための支援ということで、それぞれ地域リーダーとかコンサルタントによる相談とか、それから農地保有合理化事業の実務者養成とか、農地保有合理化法人活動への支援とかというものをやっているところでございます。

それから次に、23ページをお願いいたします。

23ページは、いわゆる担い手の農地利用集積を図るための事業でございます。まず、農地流動化等推進事業でございます。

目的といたしましては、認定農業者等への農地の利用集積を促進するものでございます。

事業の内容といたしましては、(1)といたしまして、担い手農地集積高度化促進事業でございます。

これは、農地情報の収集や公開、それから担い手への農地の集積に対して、促進費を交付したり、簡易な土地基盤の整備を行うものでございます。

(2)といたしましては、認定農業者等利用調整推進事業でございます。これは、農業委員会が行います利用調整活動に対する助成でございます。

(3)といたしまして、遊休農地再生活動緊急支援事業でございます。これは、遊休農地の解消に向けた調査、調整活動等を支援するものでございます。

それから次に、農地保有合理化促進事業でございます。

目的でございます。これは、熊本県農業公社等が行います業務に対しての業務費や利子助成費を交付するものでございます。

事業の内容といたしましては、(1)といたしまして、規模拡大志向農家へ売り渡す業務、それから(2)といたしましては、農業機械、施設貸し付けや助成金を交付する業務等でございます。

次に、24ページをお願いいたします。

このページは、いわゆる新規就農者の確保、育成のための事業でございます。

新規就農支援総合対策事業でございます。

目的といたしましては、意欲ある新規就農者を確保するため、市町村、JA、NPO法人等と連携いたしまして、新規就農者の確保、育成、定着を総合的に推進するものでございます。

事業内容といたしましては、(1)といたしまして、就農相談窓口整備事業でございます。

ここは、熊本県農業後継者育成基金事業として行っておりますが、就農相談窓口を整備しますとともに、相談会の実施、それから啓発、情報発信等を行うものでございます。それとともに、新規就農者に対します相談会、それから就農計画の認定、それから各種支援資金貸し付けの事務等でございます。

(2)といたしましては、再チャレンジ農業研修事業でございます。

①が、県主催の就農支援セミナーを実施いたします。

②といたしまして、県立農大で新規就農支援研修を実施しております。長期と短期ございますが、長期研修としては、一部厚生労働省からの委託訓練制度を活用いたします。それから、今年度から定年を迎えるいわゆる団塊世代を対象といたしました研修コース等を新たに設置しております、たくさんの受講生が来ているところでございます。

それから、③といたしまして、JA中央会が実施しますインターン研修事業への補助、

これは中央会を通しまして各農家に実地研修に行く事業でございます。その補助でございます。

それから、(3)といたしましては、再チャレンジ就農定着支援事業でございます。

これは、市町村、NPO法人が実施します就農定着トレーナーの配置などに対する補助でございます。

次に、25ページでございます。

このページは、いわゆる女性農業者への社会参画の促進のための事業でございます。

がんばる女性農業者バックアップ事業でございます。

目的といたしましては、農業経営に参画を試みます女性農業者等に対しまして支援を行うものでございます。

事業の内容といたしましては、(1)女性農業経営者の支援ということで経営参画、それから家族経営協定の促進、(2)といたしましては、チャレンジ活動の支援でございます。

(3)といたしましては、男女共同参画社会づくりの総合的推進でございます。

(4)は、市町村におきます推進事業への支援でございます。

次に、26ページをお願いいたします。

経営構造対策事業でございます。

目的といたしましては、生産、加工、流通、販売等の施設を総合的に整備いたしまして、認定農業者等の担い手となる経営体の確保、育成を図るものでございます。

2の事業内容でございます。

今年度は、熊本市河内地区ほか16地区で、リースハウスを中心にいろいろな施設の整備を予定しているところでございます。

次に、都市農村交流対策事業でございます。

目的といたしましては、都市と農村の交流を促進するとともに、グリーンツーリズムの取り組みや都市住民を対象にいたしました交流活動への取り組みを支援するものでございます。

2の事業内容といたしましては、市町村推進事業、県推進事業、それから施設整備でございます。

以上でございます。

○本田農業技術課長 農業技術課でございます。

説明資料の27ページをお願いいたします。

農薬適正使用総合推進事業でございます。

農薬取締法の周知と農薬適正使用推進員等による指導、監視等によりまして、農薬の適正使用を推進いたしますとともに、食の安全安心推進条例や、すべての農薬に残留基準が設定されているポジティブリスト制度というのがございますが、これについての啓発や農薬残留分析を行い、県産農産物の安全性を確保してまいります。

また、ドリフト、つまり農薬の飛散防止を含め農薬の安全使用を確保いたしますとともに、生産量が少ないマイナー作物等の農薬の登録拡大のための試験を行ってまいります。

次に、28ページをお願いいたします。

鳥獣害防止対策推進事業、新規事業でございます。

近年、県内各地で問題となっております野生鳥獣、特に農作物被害が大きいイノシシにつきまして、より効果的な被害防止対策の基礎データといたすために、イノシシ農作物被害マップの作成に取り組んでまいります。

また、イノシシ等の野生鳥獣に対して、地域ぐるみで取り組むモデル地域を育成、支援いたしますとともに、鳥獣によります農作物被害の軽減を図るために、現地指導のできる鳥獣害防止対策指導員を研修、養成することにいたしております。

下の29ページでございますが、くまもとグリーン農業総合推進事業でございます。

農業本来の自然循環機能を適切に発揮するとともに、安全と環境に配慮した農業を、くまもとグリーン農業として総合的に推進いた

しております。

具体的には、推進大会等を通じまして消費者の理解と知名度の向上を図りながら、熊本型特別栽培農産物であります「有作くん」の認証や、土づくりと減農薬、減化学肥料に取り組んでおりますエコファーマーの認定等を推進しまして、生産と流通の拡大を支援してまいります。

次に、30ページをお願いいたします。

耕畜連携による堆肥流通促進事業でございます。

堆肥等による土づくりが農業の基本である一方で、家畜排せつ物法に基づきます堆肥の生産量というのはふえているところでございます。このため、良質堆肥の生産とともに、耕畜連携、つまり栽培農家側と畜産農家側の連携によります堆肥の流通を促進してまいります。

31ページをお願いいたします。

農地・水・環境保全向上対策営農活動支援分でございます。

新規事業で予算額は1億4,700万円余でございます。

環境問題に対する関心が高まる中で、農地や農業用水等の資源保全活動を行う地域におきまして、さらに、化学肥料と化学農薬の大幅削減などの先進的な営農活動にまともって取り組んでいただきますそのような組織に対して交付金による支援を行い、農地、水、環境の良好な保全と質的な向上を促進することにいたしております。

なお、この事業の事業主体につきましては、県、市町村、農業団体等から構成されます地域協議会等が当たることになっております。

農業技術課は以上のとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

○村田農産課長 農産課でございます。

32ページをお願いいたします。

まず、生産総合事業でございますが、本事

業は、市町村、農業団体等からの要望に基づきまして、果樹の改植や園地改良、低コスト耐候性ハウス、イグサ色彩選別機などを整備するものでございます。

次に、33ページの水田新産地形成事業は、新たな米政策を推進するための事業でございます。

事業内容の1と2は、農協中央会に設置されております県協議会及び市町村段階に設置されております地域協議会に対し推進費を助成するものでございます。また4は、転作作物の定着化や個性化品目の産地化などを推進するために要する経費を助成するものでございます。

34ページをお願いいたします。

くまもとの米・麦・大豆魅力アップ事業でございますが、熊本県が西日本一の生産量を誇ります米を初め、麦、大豆につきまして、(1)の県推進事業と(2)の農業団体推進事業の中で、農業団体と役割を分担しながら、気象災害防止対策や消費拡大対策など、生産から流通、販売まで総合的な対策を実施するものでございます。

35ページの水田営農組織化整備緊急支援事業は、品目横断的経営安定対策に対応するため、コンバインや田植え機などの導入を支援し、担い手となる地域営農組織を育成するものでございます。

次に、36ページをお願いいたします。

くまもと豊表価格安定対策事業でございますが、国の価格安定制度を補完し、豊表が助成基準価格を下回ったとき、補てん率が平準化するよう県が上乘せ助成をするものでございます。昨年国の制度が改正されまして、事業内容に書いておりますように、4つの銘柄に区分されましたので、県の制度もそれに合わせ、改正をしたところでございます。

37ページのいぐさ・豊表生産体制強化緊急対策事業は、イ業産地の構造改革を進めるものでございます。中国産豊表が国内需要量の

70%を占めている中で、高品質豊表の生産とコストの削減を図ることが緊急の課題となっております。

このため、事業内容の(1)では、機械の共同利用組織の育成、中国産との差別化を図るため、新たな表示方式の導入支援、(2)の事業では、い業研究所が開発いたしました「ひのみどり」や「夕凧」の普及拡大と、品質向上に取り組むイ業農家に対し支援するものでございます。

農産課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

○藤井園芸生産・流通課長 園芸生産・流通課でございます。

38ページをお願いします。

くまもとうまかもんイメージアップ事業でございますが、これは熊本を応援したいという県外のサポーターや県にゆかりのある著名人に対しまして、四季折々に県農産物の特徴などを記載しました機関誌の発行や熊本に関する情報を提供するとともに、また、インターネットを活用したPR活動によりまして、本県農産物への認知度向上と販路拡大を図るものでございます。

次に、39ページをお願いします。

県産農林水産物輸出促進事業でございますが、御案内のとおり、経済発展が著しい東アジア、特に中国、台湾でございますが、これらの国の富裕層をターゲットといたしまして、本県農産物の販路拡大を図るものでございます。海外での情報収集とともに、農業団体等が実施します情報発信活動や、それからテスト的な輸出について支援するものでございます。

次に、40ページをお願いします。

園芸新たな挑戦強化対策事業でございますが、これは最近の異常気象や新たな病害虫の発生、あるいは原油高騰など、農業環境の変化に対応するために、県単独事業で補助率3

分の1で支援するものでございます。

事業内容でそれぞれタイプ別に示しておりますけれども、経営転換や病虫害防除、あるいは省エネ技術などの導入などに対しまして支援するもので、比較的簡易な施設、機械を対象としております。

次に、41ページをお願いします。

野菜価格安定対策事業でございますが、この制度は、野菜農家の経営安定と生産出荷の安定を図るために昭和41年から施行されておりますけれども、制度内容は、野菜価格が低下し保証基準を下回った場合に、その価格差を生産者に補給金として交付するものでございます。そのための資金造成は、国、県、それから生産者及び一部生産者団体から成っております。経費はこの資金造成に要する県補助分でございます。

最後に、42ページでございます。

果樹産地構造改革支援事業でございます。

これは、果樹産地の振興を図るために県単独事業で実施するものでございますが、事業内容は、園地集積のための適正評価システムの開発、あるいは水資源の確保、園内道路といった小規模土地基盤の整備、それから新植などに対して支援をするものでございます。

園芸生産・流通課は以上でございます。よろしくをお願いします。

○高野畜産課長 事業説明前に一言おわびを申し上げたいと思います。

先ほど部長から報告がありましたけれども、先般畜産課の職員が不祥事を起こしましたことに対しまして、委員の先生方には、本当、大変御迷惑をおかけいたしまして、まことに申しわけなく思っております。改めまして深くおわびを申し上げます。

それでは、事業説明に入らせていただきますけれども、43ページをお願いいたします。

畜産総合対策事業につきましてですけれども、これは地域の実情に応じまして、畜産経

営体の強化、飼料作物の生産利用の拡大を図るものでございます。

事業内容といたしましては、(1)の畜産経営活性化事業につきましては、酪農の新生産システムの普及や肉専用種の共同利用畜舎の整備を行う事業でございます。

(2)は、自給飼料の増産総合対策事業でございますが、これは自給飼料の増産に必要な収穫機械等の導入を行うものでございます。

44ページをお願いいたします。

続きまして、家畜改良増殖事業でございますけれども、この事業は、乳用牛及び肉用牛の改良、増殖を計画的に進める事業でございます。

その中で、(1)の乳用牛群検定普及定着化事業につきましては、雌牛の泌乳能力の成績、こういったものを調査、検定いたしまして、乳用牛の改良、牛乳の生産能力の向上を図る事業でございます。

(2)の乳用種雄牛後代検定推進事業につきましては、後代検定、これは雄牛を選抜する事業でございます。雄牛の泌乳能力というのはわかりませんので、雄牛から生まれた雌牛の泌乳能力、こちらを調査いたしまして、その結果から優秀な雄牛を選定するための事業でございます。

(3)の肉用牛広域後代検定体制整備事業、これは先ほど(2)で説明しました肉用牛版でございます。基礎雌牛を整備いたしまして、種雄牛を選抜して、肉用牛の改良を進めるものでございます。

(4)の肉用牛改良効率化事業につきましては、先ほど(3)でつくりました肉用牛の種雄牛、こちらから生産されます精液を効率的に供給するための事業でございます。

続きまして、45ページをお願いいたします。

くまもと畜産ブランド強化対策事業でございますけれども、これは熊本県の農業研究センターで開発いたしました鶏の「天草大王」、それと豚の「ひごさかえ肥皇」、こちらの普

及、定着を図る事業でございます。

(1)の熊本県産地鶏生産流通対策事業は、肉用鶏の「天草大王」の生産及び流通対策を行うものでございまして、今非常にこの「天草大王」の需要が伸びてきている状態でございます。それらの種鶏、これを生産するために現在農業研究センターで行われておりますけれども、これを3年かけて民間の方に移管する事業でございます。また、17戸ある生産農家の衛生対策を実施するものでございます。

(2)の熊本県産銘柄豚生産流通対策事業、これはランドレース種、「ヒゴサカエ302」と呼んでいるんですけれども、これを基礎豚にいたしまして、三元交雑した「ひごさかえ肥皇」、これは3月末に知事記者会見で発表したわけなんですけれども、「ひごさかえ肥皇」と命名いたしまして、これらの高品質化を図り、あわせて消費拡大を図るための流通対策を行うものでございます。

次、46ページをお願いいたします。

県産牛肉販売戦略対策事業でございますけれども、これは県産牛肉の有利・安定販売を実現するために、複数の販売窓口の一元化を進めるものでございます。

(1)の一元集荷多元販売の推進でございますけれども、現在県も出資しておりますけれども、菊池市の七城町にあります株式会社熊本畜産流通センターの流通、販売面での機能強化を図り、流通の体制整備を進めるものでございます。

(2)のPR活動におきましては、多元販売を進めており、安定的な需要を確保するため、流通消費段階への県産牛肉のPRを行うものでございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。

酪農と消費者のパートナーシップ推進事業でございますけれども、この事業は新規事業でございます。現在牛乳の消費が減退しております。酪農家は減産型の生産調整を

施しておりますので、生乳の生産基盤の維持、拡大、それと高品質な生乳生産を推進するとともに、牛乳等の消費拡大を推進するためのものでございます。

事業内容といたしましては、(1)は、畜産研究所で開発いたしました体細胞数の早期診断技術、これを基礎にいたしまして牛乳の質的改善を図るものでございます。

(2)は、消費者に酪農の現状及び牛乳等の知識をPRするための事業でございます。生産者とともに店頭でのPR活動、それと骨密度測定、こういったものを行う事業でございます。

48ページをお願いいたします。

続きまして、家畜伝染病予防事業でございますけれども、口蹄疫、BSE、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザなど、家畜伝染病の発生予防及び蔓延防止のために、検査、病理鑑定、発生予知等を実施する事業でございます。

特に、インフルエンザにつきましては、去る1月に宮崎県で鳥インフルエンザが発生しました。先生方には大変御心配をおかけしたところでございますけれども、そのための事業といたしまして、(1)で養鶏農家への立ち入りによる健康状態の確認、あわせて、異常時の早期通報の周知や野鳥や野生動物の侵入防止、こういったものに注意を促すことをしております。

畜産課の事業は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○進藤農村計画・技術管理課長 農村計画・技術管理課でございます。

資料の49ページをお開き願います。

まず、農業農村整備事業全体の実施方針を御説明いたします。

右の欄の上にありますように、総額で約323億円を、農村整備課とともに2課で執行してまいります。

農業農村整備事業につきましては、本県農業の持続的な発展や農業、農村が有する多面的な機能の適切な発揮、さらには、農村の振興を図る上で基礎的な条件整備を行う重要な事業でございます。

具体的には、資料の2番、事業内容に整理してございますように、1点目といたしまして、営農や地域の特性に応じた農業生産基盤の整備、2点目といたしまして、農地や農業用水などの農村資源の保全管理、3点目といたしまして、防災対策を含めました農村の生活環境の整備の3本柱で実施していくことといたしております。

平成19年度の特徴といたしましては、農業県であります本県の生命線である農地・農業用水利施設などの機能を適切に維持、保全する取り組みを強化することとしております。同時に、これまでと同様、経営体の育成を要件とした圃場整備や、災害の未然防止を図る防災対策につきましても、事業効果の確立かつ早期発現を図る観点から、重点的に実施していくことといたしております。

次に、主要事業につきまして御説明いたします。

50ページの農業農村整備調査計画費でございます。

①、②につきましては、今後、県営事業として整備が必要な地区におきまして用水系統や排水系統等の基礎調査や事業計画の作成を行うものでありまして、(2)、(3)につきましては、水田の汎用化や畑作振興に不可欠な水源等の調査を行うものであります。

次に、51ページの土地改良施設維持管理強化事業でございます。

(1)から(6)までの事業を整理しておりますが、これらは土地改良区等が管理する施設の整備補修に係る資金造成や指導に対する補助、さらには、施設の管理体制の整備や施設管理の省力化等を行うものであります。

次に、52ページの国営土地改良事業等でご

ざいます。

右の欄にあります予算額は、各事業におきます県と地元の負担金であります。真ん中の表にあります国営土地改良事業等の継続地区でございますけれども、平成19年度の実施予定につきましては、この表のとおりでございますけれども、特に今この大野川上流地区におきましては、いよいよ来年度完了を目指しまして、主に支線水路の工事を中心に進められる予定であります。

以上、農村計画・技術管理課といたしまして、平成19年度は、総額で33億186万6,000円の予算をもって所要の施策を進めてまいります。よろしく願いいたします。

○加納農村整備課長 農村整備課でございます。

53ページから、主な7つの事業につきまして御説明をさせていただきます。

まず、中山間地域等直接支払事業でございます。

この事業は、御承知のとおり、中山間地域と呼ばれております生産条件が大変不利な地域で、農地や農村、集落等を守っておられる農家の方々に対しまして、農業を5年間継続してやっていただくという条件つきではございますが、直接交付金が出る仕組みになってございます。なお、平成17年度から現在2期目の期間に入っております。

次の54ページをお開きください。

県営かんがい排水事業でございます。

農業に水は欠かせないものでございますが、その水を農地に供給するといういわゆるかんがい事業という事業と、それから排水機場や排水路の整備をします排水対策もこの事業で進めております。本年度は、排水対策を強化したい地区も含めまして、合計16地区を実施してまいります。

次に、55ページをお願いします。

畑地帯総合整備事業でございます。

畑の整備につきましても、水田と同様に大切な基盤整備と位置づけておりまして、菊池台地の利水事業でありますとか天草の五和東部ダムなど、水源から水を利用して畑作物の振興ができるよう、本年度6地区実施をしております。

次の56ページをお開きください。

農道整備事業でございます。

括弧内のおおりの、広域、農免、一般、ふるさとの4種類の農道事業を実施しております。農作物の運搬でありますとか、集落間の交通の便として進めている事業でございます。本年度は、合計37地区を実施しております。

57ページをお願いします。

経営体育成基盤整備事業でございます。

この事業の目的といいますか、特徴といいますのは、将来の農業生産を担っていただきます担い手という方々を育成するためにありまして、ソフト事業も入れまして、生産基盤の整備とあわせて農地の集積を促進していこうという事業でございます。本年度は32地区を実施しております。

58ページをお開きください。

農地・水・環境保全向上対策事業でございます。

新規の事業でございます。昨年、実験的に県下23の地区で取り組んでもらいましたけれども、本年度から本格的にスタートしてございます。

少し御説明をいたしますと、農村では御承知のおおりの、水路の泥上げでありますとか草刈りといったいわゆる公役と呼ばれる共同作業が、もう農業者だけでは適切に保全、管理していくことが困難になってきております。

そこで、農地や水、そして環境を地域ぐるみで保全し、かつ向上させていこうという取り組みでありまして、例えば自治会でありましてとか学校PTA、消防団などが入った共同活動に対しまして支援をしていこうとい

う事業でございます。

59ページをお願いします。

最後に、海岸保全事業でございます。

文字どおり、海岸を保全する事業でございます。海岸堤防や水門などの新設、改修を行うものでございます。堤防の背後に開けております農地や、そこに住んでおられる方々の安全、安心を図っていきたくと考えているところでございます。

以上、御説明を終わります。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

資料の60ページをお願いいたします。

森林整備地域活動支援交付金事業でございますけれども、これは2の事業内容にあります一定の要件を満たした森林につきまして、森林所有者等が森林の現況調査ですとか区域の明確化、さらには歩道の整備といったようなことを行った場合に、ヘクタール当たり1万5,000円、または5,000円の経費を交付する事業でございます。19年度は7万7,000ヘクタールの実施を見込んでおります。

次に、61ページをお願いいたします。以降63ページまでは、水とみどりの森づくり税を活用した事業でございます。

61ページの1に書いています針広混交林化促進事業は、森林所有者による管理が放棄された人工林を対象といたしまして、県が森林所有者との協定に基づいて強度の間伐を行いまして、将来的には針葉樹と広葉樹がまざった針広混交林というものに誘導していく事業でございます。

2の皆伐放棄地対策事業でございますけれども、これは伐採後の造林放棄地問題に対応するために、伐採後3年以上放置され、かつ自然回復による森林の再生が困難な、そういう林地を対象に県が広葉樹の植栽等を行う事業でございます。

3の上下流連携森林整備促進事業ですけれ

ども、これは上流と下流の市町村ですとか地域の住民等の連携による森づくり活動に対して支援を行うものでございます。

4の重要水源林等公有化事業でございますが、これは森林の公益的機能の確保のために早急に市町村による公有化が必要というような森林を対象といたしまして、その取得経費の一部を補助するものでございます。

62ページをお願いいたします。

5の森林ボランティア活動推進支援事業でございますが、これはより実践的な森林ボランティア活動を推進するために、ボランティア活動に必要な情報の提供ですとか資材の提供、さらには指導者の派遣等を行う事業でございます。

6の里山林保全活用推進事業ですが、これは集落周辺の里山林を対象といたしまして、新たな利活用方策を地域の住民の方々から募集しますとともに、その整備に必要な資材費等を支援するものでございます。

7の学びの森活動推進事業ですが、これは森林の教育的な利用を推進するために、教育関係部局等との連携を図りながら、森林環境学習の場の整備ですとか、あるいはそういう体験活動等を支援するものでございます。

63ページをお願いいたします。

8の立田山森林ミュージアム機能強化事業ですが、これは現在、県民の憩いの場として整備されております立田山におきまして、森林の役割ですとか森林と人とのかかわりなどを学習できるような、そういったミュージアム機能を持った空間づくりを県が進めるものでございます。

9の青年森林協力隊活動推進事業ですが、これもまさに本県の将来を担う高校生ですとか大学生が県内のそういう林家等に宿泊して実際の森林作業体験をするための取り組みを県が進めているものでございます。

それから、10のみどりの小径普及促進事業ですが、これは県内に公的に整備されました

森林空間利用施設、これが40カ所ほどございます。これの利用促進を図るために県の方でガイド本の作成をしましたり、あとはその案内板ですとか森林の解説板、こういったものの充実強化を図るための資材費等を支援するものでございます。

最後のふるさとの四季を彩る森づくり運動、これは19年度の新規事業でございますが、地域の団体等が集落の周辺等で森づくりを行う場合に、苗木ですとか資材費を助成するものでございます。

続きまして、64ページをお願いいたします。

森林環境保全整備事業でございますが、この事業は、森林所有者等が行います健全な森林の整備に必要な植栽ですとか間伐などの森林施業に対して助成を行います、まさにその主体となる補助事業でございます。平成19年度は16億7,800万円、対前年度比105%の予算を計上しております。緊急の課題でございます。間伐ですとか伐採跡地の造林等を重点的、計画的に進めてまいります。

65ページをお願いします。

森林被害対策でございます。

近年、県南地を中心にシカによる森林被害、特に木の皮をはぐ剥皮被害というものが大きな問題となっております。このため、これまで実施してまいりましたシカ剥皮被害防止事業、事業内容の①でございますけれども、これについて予算額も増額して継続実施いたしますし、また、現場にありますヒノキの枝を活用しました低コストシカ剥皮被害防止モデル実証事業というものの、②ですけれども、これを新たに19年度から創設して実施するものでございます。

最後に、66ページをお願いいたします。

本年11月4日に、阿蘇市の阿蘇みんなの森におきまして、第31回全国育樹祭を、皇族殿下の御臨席を仰いだ上で、県内外参加者約6,000人規模で開催することとしております。本年度は、開催年度といたしまして、主に式

典会場、育樹会場等における仮設物の設営撤去ですとか、式典の運営等に必要な予算を計上してございます。育樹祭の成功に向けまして、県議会の先生方の特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

森林整備課関係は以上でございます。よろしく申し上げます。

○井手林業振興課長 林業振興課でございます。

説明資料の67ページをお願いします。

まず、林業・木材産業振興施設等整備事業でございますが、これは林業・木材産業の構造改善に要する施設等に対する助成費でございます。本年度は、新生産システムの拠点工場となりますラミナ工場の整備に必要な経費ということで12億円余を計上いたしております。

続きまして、68ページをお願いいたします。

特用林産物及び緑化木の振興対策ですが、これはシイタケ並びに木炭等特用林産物の振興対策に要する経費でございます。まず、生産施設に対する助成ということで、市町村と連携しながら、特用林産物の施設整備をいたしております。さらに、特用林産物の販路拡大あるいは需要拡大を推進するため、マーケット調査あるいは各種コンクール、あるいは啓発普及等々を実施するとともに、緑化木生産につきましては、環境に優しい生分解性ポットの普及PRに要する経費として、合計1,600万円余を計上いたしております。

続きまして、69ページをお願いいたします。

林業担い手の育成・確保対策でございますが、林業活動を支える担い手につきましては、引き続き、新規参入の促進並びに技能講習、さらには国が実施する緑の雇用に係る講師の養成、あるいは高性能林業機械の架線作業等の研修を実施します。

さらに、残念ながら昨日死亡災害が発生しました件でございますけれども、今後とも労

働安全災害を維持するために、引き続き作業現場の巡回指導を行うとともに、リスクアセスメント等の研修会等に要する経費ということで3,300万円余を計上いたしております。

続きまして、70ページをお願いいたします。林道事業でございます。

林道につきましては、林業経営の根幹をなすものでございまして、これまでも営々として林道事業を開設してまいりましたが、17年度末の現況につきましては整備目標の43.8%となっており、引き続き開設が必要と考えておるところでございます。当年度につきましては、県営林道、ふるさと林道、それから市町村の開設林道等々の開設等あわせまして、改良、舗装、それから過年度の災害復旧事業等々で、1カ所57路線41億円余を計上いたしております。

続きまして、71ページをお願いいたします。

県産材需要拡大対策事業でございますが、戦後造林しました森林資源が次第に充実して、まさに収穫の時期を迎えておりまして、県産材の需要拡大は火急の課題となっております。引き続き、良質——質を高めるための乾燥材の供給体制整備事業ということで、民間における人工乾燥機の導入を促進するとともに、くまもと森林を育む木の住まいづくり推進事業につきましては、木造住宅の柱を90本プレゼントしながら、県産材の需要拡大を図ることとする。一方では、小中学生のころから木と親しむということで、木を学ぶ学校並びに木と親しむ環境推進事業ということで、次世代を担う子供たちを対象に、木を身近なものに感じる木材のよさのPR活動を行っております。これらに要する経費として7,200万円余を計上いたしております。

続きまして、最後に72ページをお願いいたします。

熊本のもり間伐材利用推進事業でございます。

これは、戦後造林しました人工林はまさに

間伐を火急の課題としておりますが、間伐経費の高騰並びに材価の低迷等でなかなか間伐が進まないのが実情でございまして、間伐材の有効利用を図るためにも、間伐の搬出に要する経費の一部を4,600円を上限として助成し、間伐の推進とあわせて、間伐材の有効利用を図るということで所要の経費を計上いたしております。

以上、林業振興課総額として57億9,000万円余を計上いたしております。よろしく願いいたします。

○下林森林保全課長 森林保全課です。

説明資料の73ページをお願いいたします。

治山事業であります。山地災害から県民の方々の生命、財産を保全し、水源涵養、土砂流出防止等の森林機能を増進するために計画的に実施しておるものであります。

19年度におきましては、16年度の台風16号、18号災害、17年度の梅雨前線豪雨災害及び14号台風災害、昨年度の6月から7月にかけての豪雨災害等の復旧を重点的に行いますとともに、荒廃のおそれのある山地の防災工事や森林の多面的機能の増進対策を実施いたしますほか、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の一環として効率的な森林整備を進めるため、予算額47億6,000万円余を計上しております。

事業内容としましては、国庫補助事業で治山事業の復旧治山から特定流域総合治山まで、そのほか治山激甚災害対策特別緊急事業、地域防災治山（離島）事業等115カ所、また、災害関係事業としまして、本年度発生災害の復旧対策に要する待ち受け予算も計上しております。また、国庫補助事業の対象とならない小規模災害の復旧整備につきましては、単県治山事業で実施の予定であります。

続きまして、74ページをお願いいたします。

保安林整備事業ですが、県内民有林の26%、10万3,000ヘクタール余を占めます保安林に

おきまして、水源涵養や土砂流出防止等の森林の公益的機能が台風災等気象災害により低下した保安林を対象に間伐や下刈り等の森林整備を行うもので、5億4,500万円余を計上しております。保安林改良事業としまして48カ所、保育事業としまして68カ所、計116カ所の実施予定であります。

森林保全課は以上でございまして。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○堤水産振興課長 水産振興課でございます。

75ページをお願いいたします。

まず、くまもと四季のさかな流通支援事業でございます。

これは、くまもと四季のさかなとして、下の方に17種の魚介類が選定されておりますが、この四季のさかなを中心といたしました県産魚介類につきまして、地産地消の推進とか、あるいは合併した漁協の流通機能の強化等の取り組みを支援するものでございます。

この四季のさかなを選定いたしました背景の一つといたしまして、水産物の供給過剰がございます。実は、平成13年ころから輸入水産物量が非常に多くなってまいりまして、加えて、消費が落ち込んできたということから、水産物の価格というのは、従来半分以上近くまで下落をしてしまったわけでございます。ですから、漁業経営というのは非常に厳しいものになってまいりましたので、まず消費量をふやそうと、旬の魚として、くまもと四季のさかな17種を選定いたしましたところでございます。

事業の中の(1)から(3)までが、これら四季のさかなのPR活動でございます。そのうち(3)につきましては、テレビ番組を通じ、あるいは料理教室等を開催しながら、魚の消費量をふやす取り組みでございます。また、(4)と(5)につきましては、県下最大の漁協でございます天草漁協へ輸送費の補助を行い、新

たな市場を開拓するものでございます。

次に、76ページをお願いいたします。

持続的養殖生産推進事業でございますが、これは魚介類養殖業とかあるいはノリ養殖業における疾病対策等の養殖管理技術の指導を実施するとともに、生産が激減をいたしております真珠養殖業につきまして、真珠母貝でございますアコヤガイの品種改良を実施するものでございます。

事業の(1)が魚介類養殖業で、(2)がノリ養殖業、(3)が真珠養殖業に関する施策でございますが、いずれも、基本的には疾病対策がこの施策の中心となっておりますのでございます。

中でも、地球温暖化による高水温と関連をいたしました疾病対策というのが大きな課題でございます。例えば、魚介類でいいますと、トラフグとかクルマエビの生産がなかなか伸びてこないわけでございますが、やはりそういった疾病が原因となっておりますので、その疾病対策を行ってまいります。

それから、ノリ養殖業でございますが、ノリといいますのは本来北方系の海藻でございますので、温暖化による病害問題というのはより深刻でございます。ノリ養殖業につきましては、病害対策だけでなく、養殖方法も根本から見直すとの施策が必要と考えておりますので、その指導を行ってまいります。また、真珠養殖業におきましても生産量が激減をいたしておりますので、暑さに強いあるいは環境変化に強いアコヤガイの品種改良に取り組むことといたしております。

それから、77ページでございます。

つくり育て管理する漁業推進総合対策事業でございます。

これは、水産資源の維持管理を目的として行う施策でございます。

まず、(1)でございますが、これは稚魚を育てて、それを放流する栽培漁業についてでございます。

①から③までございますが、①では、財団法人熊本県栽培漁業協会へ種苗の生産を委託するものでございます。そして、②におきまして、生産された魚種のうちマダイとヒラメ、これを市町村と漁協で構成いたします地域展開協議会というところが放流をいたしますので、その費用の一部を補助するものでございます。そして③では、放流された魚種の放流効果の調査を実施するものでございます。

それから、(2)でございますが、これは自然の繁殖力をうまく利用する資源管理型漁業についてでございます。

①は、アサリとかヒラメとかトラフグ、あるいはガザミなどにつきまして、資源回復計画を策定いたしまして、それを漁業者に守ってもらい、資源量をふやしていくという取り組みでございます。

それから、②のトラフグにつきましては、下に書いてありますような8県共同で資源量の調査を行うものでございます。

次に、78ページをお願いいたします。

漁業権切替事業でございます。

この漁業権につきましては、5年ごとに切りかえるべきものと、それから10年ごとに切りかえるべきものがございまして、このたび切りかえるものは5年ごとに切りかえるべきものでございまして、海面漁業でいいますと、ノリ養殖業とかあるいは網生けすによる魚類養殖業、さらには設置される水深が27メートルよりも深い定置網漁業でございまして、平成20年8月末で期限を迎えるものでございます。平成20年9月1日から継続して利用ができるように作業を行ってまいります。それから、内水面漁業でございますが、これはシジミ養殖業が平成20年12月末で期限を迎えますので、同様に継続して漁業ができるように作業を行うものでございます。

水産振興課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○久保田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

79ページをお開きいただきたいと思いません。

広域漁場整備事業でございます。

まず、事業の目的といたしまして、マダイなどの水産資源の増殖をするというのが目的でございます。具体的な内容といたしましては、増殖場と称しておりますけれども、保護育成礁あるいは育成礁を造成するという事業内容でございます。今年度は、中ほどに書いておりますけれども、上天草の東、それから南、それから有明工区の3カ所におきまして事業を実施する予定でございます。

80ページをお開きいただきたいと思いません。

沿岸漁場保全事業でございます。

事業の目的でございますけれども、アサリガイ資源などの回復、それから干潟漁場におきますところの浄化能力の回復というのが事業の大きな目的でございます。具体的には、八代海あるいは有明海におきまして、覆砂、作濬を実施するという内容でございます。今年度におきましては、県営事業で3カ所、それから市営事業で1カ所ということを予定いたしております。

続きまして、81ページでございます。

広域漁港整備事業でございます。

事業の目的といたしましては、水産物の生産、流通の拠点づくりということでございまして、具体的には、防波堤それから物揚げ場、そういったハード面の整備、それから魚礁、漁場の整備というのを実施いたしております。

今年度につきましては、県管理の漁港におきまして5つの漁港、それから市管理の漁港におきまして3つ、それから市管理の漁場におきまして、2つの漁場において事業を実施する予定でございます。

82ページをお開きいただきたいと思いま

す。

漁港関係の海岸保全事業でございます。

事業の目的といたしましては、高潮あるいは波浪等、そういった被害から漁業集落におきますところの住民の生命、財産を保護するというのが大きな目的でございます。具体的には、堤防あるいは護岸等、海岸保全施設と称しておりますけれども、そういったものを整備するという内容でございます。本年度におきましては、牛深、志岐、それから下貫の各漁港海岸において事業を実施する予定でございます。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○中村博生委員長 次に、付託議案等の審査に入ります。

関係課長から付託議案等について順次説明をお願いします。

○瀬口農林水産政策課長 工事請負契約の変更についてでございます。

1ページ、2ページにございますけれども、第11号議案工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

この議案は、平成17年11月定例県議会において議決をされました芦北3期地区広域営農団地農道整備事業第22号工事請負契約について、工事内容が変更されるため、工事契約金額の変更を行うものでございます。

詳細については、2ページに書いてございます。

工事名は、芦北3期地区広域営農団地農道整備事業第22号工事、道路トンネル工、工事場所は、芦北郡芦北町、請負業者は、橋口・松下・八方建設工事共同企業体でございます。契約内容は、契約金額14億2,500万円余を5,689万1,811円減額いたしまして、13億6,900万8,189円に変更するものでございます。変更の主な理由としましては、一部地域におきまして、施工時の掘削面の観察、評価の結

果、当初想定地質と相違したため、適切な支保構造に変更するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

続きまして、平成18年度繰越総括表、3ページでございますけれども、農林水産部の合計は一番下の欄の3番でございますけれども、繰越額95億1,500万円余、件数で308件でございます。後ほど各課からそれぞれの事業について御説明いたします。

○伊藤農業経営課長 農業経営課でございます。

4ページをお願いいたします。

農業経営課でございますが、経営構造対策事業費といたしまして、繰越額2億8,000万円余でございます。理由といたしましては、計画に関する諸条件でございます、八代市郡築地区ほか4地区でございます。なお、工事完了予定といたしましては、7月末までには完了する予定でございます。

以上でございます。

○村田農産課長 農産課でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

繰越明許費の生産総合事業費でございますが、本事業につきましては、八代地域農協がトマト、アスパラガスの選果施設を整備する中で、果実に影響の少ない選果方式に変更したということで建物の設計変更等が生じまして、繰り越しをお願いしたところでございます。2億5,000万円余の繰り越しをお願いしております。本施設につきましては5月17日に既に竣工しております、アスパラガス等については利用されております。

以上でございます。

○加納農村整備課長 農村整備課でございます。

6ページをお願いいたします。

まず、県営かんがい排水事業ですが、繰越

額は中ほどの欄に書いておりますとおり、3億2,220万円でございます。繰り越しに至りました理由は、右に記載しておりますとおり、計画に関する諸条件等によるもので、地区は教良木地区ほか4地区でございます。

以下、その下の段の農免農道事業からページをめくっていただきまして、7ページそして8ページの下段の現年団体営耕地災害復旧までで、合計では16事業の70地区、繰越額は41億3,627万5,000円でございます。

なお、繰り越しましたこの70地区の理由の内訳につきましては、計画設計に関するものが合計で56地区、また、用地その他に関するものが14地区となっております、年度内の完了を予定しております。

以上、御報告申し上げます。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

9ページをお願いいたします。

森林整備課の関係では、森林環境保全整備事業におきまして、そこに書いてありますように、1億2,940万2,000円の繰り越しがございます。

これは、18年度の2月補正予算で措置されました台風被害地の整備に係るものでございまして、山鹿市ほか9市町村の50件分でございます。労働力の確保が困難だったために、繰り越しをさせていただいております。本年12月までには完了する見込みでございます。

以上でございます。

○井手林業振興課長 林業振興課でございます。

10ページをお願いいたします。

林道の開設事業で、県営林道ほか3事業の開設路線におきまして合計28路線、37カ所、14億円ほどの繰り越しをお願いしております。このほか、現年の災害復旧120カ所のうち8カ所2,700万円余の繰り越しをお願いい

たしております。合計いたしまして45件、14億6,000万円余の繰り越しをお願いしているところでもあります。

繰り越し理由につきましては、設計の諸条件が6カ所、用地等の関係が15カ所、その他ということで、複数の箇所では、手前の災害復旧を優先したということで繰り越さざるを得なかった等々の理由が26カ所でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

事故繰り越しの御報告でございます。

平成17年9月、久連子椎原線集中豪雨におきます路体の流亡に伴いまして、4,400万円余の災害復旧を繰り越したわけですが、その後、のり面の拡大崩壊に伴いまして、さらに1,400万円を追加してもなお崩壊が続いたということで、事故繰り越しということで合計5,800万円余の事故繰り越しをお願いしているところでもあります。いずれの箇所につきましても年内に竣工を見ておりますが、1カ所坂本山江線につきましては、手前の災害に時期を要するため、3月をめどに竣工を目指しております。

以上でございます。

○下林森林保全課長 森林保全課です。

資料の12ページをお願いいたします。

まず、林業費でありますけれども、治山事業費から現年林地崩壊防止事業まで6事業合わせまして101カ所、22億3,500万円余の繰り越しです。

続きまして、災害復旧費で、過年及び現年治山災害復旧事業2事業で13カ所1億8,300万円余の繰り越しです。課合計としまして、事業費68億2,500万円余のうち114カ所の24億1,900万円余を繰り越しております。

繰り越し理由といたしましては、昨年6月から7月にかけての梅雨前線豪雨災害によりまして、計画や設計に関する諸条件、また用地関係の調整に不測の日数を要したこ

と、さらに、現場までの道路が被災し資材搬入が困難になったことなどが主な理由であります。現在、年度内完了を目指して鋭意努力しております。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○久保田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

13ページをお開きいただきます。

ここに記載しております9つの事業でございますけれども、件数にいたしまして21件、繰り越し総額が7億7,100万円の繰り越しをお願いいたしております。繰り越しの理由といたしまして、大半が計画に関する諸条件でございますけれども、いずれも年度内の竣工を目指して、現在鋭意施工中でございます。

以上でございます。

○中村博生委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。ありませんか。

○上田泰弘委員 説明ありがとうございました。

これは、森林整備課か森林保全課かちょっとはつきりわかりませんが、国の方で美しい森づくり事業というのをやっていると思います。平成18年度に補正予算が組まれたと思います。平成19年度、安倍総理の美しい国づくりの一環として、約1,000億円ぐらいの美しい森づくり事業というのがあると思います。6年で330万ヘクタールの間伐をするということです。6年間継続してなんですけれども、年間1,000億円ずつ予算が組まれているそうなんですけれども、裏負担があるということなんですけれども、国が大体3分の2ぐらいの補助を出しているという話なんです。熊本県においてはそのために何かこれに関しては使っていらっしゃるんでし

ようか。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

今、上田委員の方からお話がありましたように、美しい森林づくり推進国民運動<sup>もり</sup>ということを国の方で展開しております。これは1つは、やはり地球温暖化防止のための森林吸収源対策というものを積極的にやっていると、そのためには、やはり国民の皆さんの全体の理解と、もしくは国民全体でそういう運動論としてもやっていかなければならないのではないかとということで進められていると認識しております。

森林吸収源対策といたしましては、今ほど委員の方からも御指摘されましたように、これまで大体間伐を年間約35万ヘクタールほどやっておったわけですけれども、その森林吸収源としていわゆる3.8%ですか、二酸化炭素を6%削減するうちの3.8%を森林の吸収で賄うということを達成するためには、あと追加で毎年20万ヘクタールほどの間伐が国全体で必要だと、そういうふうに言われておまして、そういったこともあって、18年度の補正予算と19年度の当初予算で通常の森林の整備、いわゆる間伐に係るそういった事業の通常分よりもプラスして765億ですか、ほどの措置が国全体、国費ベースでそういったものがされているということで、それに対しまして県の方でも、先ほど申しました、特に主体は森林環境保全整備事業というものでございますけれども、対前年105%ほどの、今の御時世の中でもそういうふうに伸ばして、森林吸収力といいますか、二酸化炭素の吸収だけではありませんけれども、当然、森林の整備によりまして水源涵養とか国土保全というものが図られますので、そういったことも視野に入れて、県としてもそういった国の大きな流れを踏まえて積極的に森林整備をしようとして、こういった位置づけになっていると

いうことで御理解いただければと思います。

○上田泰弘委員 その予算は、大体、基本的にこの森林環境保全整備事業に使われているとか、活用されているというような話で理解してよろしいですか。

○織田森林整備課長 主に森林環境保全整備事業だということで御理解いただければ…。

○下林森林保全課長 今、織田森林整備課長から御説明ありましたんですが、森林保全課の治山事業におきましても、特に治山事業の中で、治山施設整備とあわせて森林整備を実施する水源地域対策というものがございまして、73ページをごらんいただきますと、治山事業の中の水源地域整備、治山事業の中の5段目と6段目、この2つの事業が吸収源対策の森林整備対策としてできることになっておりますので、これについても18年度補正予算並びに19年度当初予算で、前年度を超える予算を確保してございます。

また、74ページの保安林整備事業につきましても、この吸収源対策の一環として実施するというので、前年度に比べまして相当の拡充を図っておるといった状況でございます。

○西聖一委員 西でございます。私も、一昨年まではそちらの方の席に近い仕事をしておりましたので、非常に質問等もしにくい部分もありますが、農林水産業日本一を目指す気持でここにおるといって御了解いただきたいと思います。

たくさんあるんですけども、まず、2点だけお尋ねいたします。

1点目は、最近、ここ2～3日新聞等をにぎわしております阿蘇治山安全協会の件でございまして、受注額の1.5%を徴収していることについて等々あります。詳しい内容につ

いては新聞等で知るのみでございますけれども、この件につきましては、農林水産部長に、まず所見をお伺いしたいと思います。

○中村博生委員長 ちょっと待って。付託案件を先にいいですか。

○西聖一委員 先に行きますか。じゃ、失礼しました。

○前川収委員 ちょっと済みません。上田委員の質問にちょっと関連でよろしいですか。

上田委員から美しい森づくり対策ということで、やっと我々の念願がかなって、今まで、環境対策を視点に置きながら、森林整備をやっつけていかなきゃならぬじゃないかという、環境税創出運動を初めとしたいろんな運動展開をやっけてまいりまして、本県においては、森づくり税というものを熊本県版として創出してきたと。

ただ、我々は、やっぱり森林整備に対しては、環境問題を視点に入れた国ベースの京都議定書の約束ベースに基づく予算措置というものを基本的に求めてきたわけでありまして、その財源となるべく環境税をつくったらどうだという提案も国に対してやってきたわけでありまして、その環境税の話は別として、財源措置はなされてきたという観点から見ますと、国ベースでつくってきた新しい予算、増額分というやつですね。ベースから考えると、どうも19年度熊本の予算は伸ばして——他の部とかほかの課が厳しい環境の中で、本県がその予算を増額していることはわかります。ただ、国ベースから見ると、やっぱり熊本県、ちょっと弱いという気がしているんですが、予算増額ができない、国ベースと同じように配分できない主な理由が2つから3つぐらいあるんだろうなと私は想像していますが、その点についてちょっとお答えしてください。

○織田森林整備課長 前川委員よく御案内かと思っておりますけれども、やはり環境税というのは、まさに税の配分の先等の内訳として国費分と実は県費分というのが想定されて要求をしていたというふうに認識しております。ただ、そういう環境税の創設が非常に難しい状況の中で、いろいろと国の方でも議論なりがあった結果として、今回追加分として先ほど申し上げた765億が措置された。しかし、これはまさに国費分だけでございます。

したがって、所要の県費といえますか、都道府県負担分、さらには森林所有者等が拠出する分といえますか、そういったものの措置が現時点ではやはりされていないという状況の中で、今ほど委員の方から指摘があったような国費の何といえますか、増加分なり伸びと対比して、県費は頑張っておるんですけども、そこまではちょっと至っていないというのは、そういったことが原因ではないかというふうに考えております。

○前川収委員 ということは、熊本だけじゃなくて、これは交付税の問題等々、総額抑制という前提の中で、都市部以外の地方はみんなが財源厳しいわけですから、国費分だけを増額されても、地方が地元の負担金という形の中で出すべき予算が立たないという現実であるということ、これはやっぱり全国ベースの問題に多分なっているんだろうというふうに思います。

我々は、予算を組んでくれたことに対しては非常にありがたいというふうに思っていますが、既にそのときの発想自体から考えると、今の地方の財源というんですかね、地方の財政力が、国費ベースから考えたときに既に裏負担ができる財政力が無いと。ないというか、ゼロとは言いませんけれども、追いつかないという現状ということだろうと思いますが、それについては、国に対してどういう働きか

けを今やってらっしゃるんですか。

○織田森林整備課長 今度7月にも、知事をキャップに国の方に要望活動、政府提案活動等を行うこととしておりますけれども、もしくは5月ですか、政府提案活動の中にも、そういう森林整備の都道府県負担分ですとか所有者負担分の軽減に対するそういった措置を何とかしてもらえないかということ、まさに要望の柱として入れ込んでいるということで、そういった要望活動は今後とも積極的に行っていきたいというふうに思っています。どういう形で——地方財政措置という形なのかもしれませんし、それとはまた別の補助的なものになるのかどうなのか、ちょっとその辺はいろいろ選択肢はあろうかと思っておりますけれども、いずれにしても、県負担なり所有者負担の軽減に向けた措置を積極的にお願いをしていきたいというふうに思っております。

○前川収委員 できれば、これは多分熊本県だけじゃないと思います。全国ベースで同じような問題を抱えているんだらうと思いますから、知事会とかそういった部分も連携していただきながら、これは環境対策——森林整備をすることによって、環境対策という、京都議定書という部分にこたえていくということであるならば、これはやらなきゃならないというのが絶対目標で、国際公約の中にあってやっているという前提からすれば、国は予算を組みました、地方は予算がないからできませんでしたでは済む世界じゃないと。済まない世界ですから、それはちゃんと財源措置をどうにかやっていただきたいということを、ぜひ全国の自治体ベースでひとつ取り組んでいただきたいことが1つ。

それともう一つは、恐らく、急にという失礼ですけども、僕ら運動してきた方から見れば、おおやってくれたなという気持ちがある

あるんですけども、残念ながら今の林業の経営形態から考えていくと、今回の予算増額分にマンパワーが追いつくのかなという部分については、多少県内においても、作業班等々を見て、その増額予算分が消化しきれだけのマンパワーがあるかという部分については非常に不安も持っています。

もう一つ、やっぱり作業林道等々の整備についても、やっぱりそれだけのことをやらないとできないわけでありますから、それらの整備についてもあわせて重点的に取り組んでいただきますように、これはもう要望で結構です。お願いしておきます。

○中村博生委員 よろしくお願いたします。

ほかにありませんか。

○佐藤雅司副委員長 67ページでございますが、これは継続事業ですね。木材産業の振興施設等整備事業ということで、球磨のあさぎり町に計画をされております。12億4,000万円ほどの予算が組まれておるといってございしますが、こういう林業が厳しい中であって、こうした製材工場をつくるということでございますが、これをやっぱりつくって、県下の林業関係に及ぼす影響といいますかね、こうした状況の中で、林業の先進的な施設に恐らくなるといふふうに思っておりますけれども、このように、ここに発電施設あたりもつくってやっていくということになりますけれども、そうした事業の、これは基本的なことですけども、事業の成果といいますか、目指しているところをちょっと教えていただきたいと思っておりますけれども。

○井手林業振興課長 林業振興課でございます。

今回、あさぎり町で設置します大規模の製材工場につきましては、新生産システムと申

しまして、実は国内の木材の需要というのは、御案内のとおり8割が外材でございます。その圧倒的なマーケットの主流を占める外材に対抗していくためには、質あるいは量、あるいは価格の面でプライオリティーを持たないと、対抗軸ができ上がらないと。

今回、あさぎり町に設置しますのは10万立米という大規模工場でございます、熊本県ではかつてない工場で量産すると。それから、この工場に対しまして、川上から川中、川下まで一体して連携することによって、コスト縮減を図る。それから、1つは、構成者の方に流通業者というのが入っておりますので、大都市圏での一手流通販売ということのそれぞれを集めた生産性、さらに、これまで熊本県としては余り工場がございませんでしたが、集成材工場いわゆるラミナ生産のための工場でございます、柱物枠工場とは違いまして、板にしまして、乾燥しやすい杉——杉というのは非常に乾燥しにくい材なんです、板にすることによって非常に乾燥しやすく質もよくなると。

したがって、先ほど申しましたように、質あるいは価格、あるいは量でもって外材のシェアを失地回復する。そういう拠点的な整備ということで、かつてない取り組みであるということで我々も大変期待しているところでありますし、熊本県の杉の生産量からしますと——今80万立米ほど杉、ヒノキが出ておりますが、現実的には150万立方メートルほどの成長量がございまして、もっと供給可能な量というのが、潜在力がありますので、その潜在力をこういった新たな取り組みで顕在化していくということが、熊本県の林業の発展には非常に欠かせない取り組みじゃないかということで期待をいたしております。

以上でございます。

○佐藤雅司副委員長 今の井手課長の話、非常に期待していい施設のようであります。我

々も、しっかりそこは期待したいと思えますけれども、やっぱりこの販路拡大であるとか、外材に負けないそうしたものをつくっていく、そうしたマンパワーも恐らくしっかりしておるだろうというふうに思います。この事業主体は、くまもと製材ということですね。その辺の何と申しますか、見通しと申しますかね、大丈夫だというようなところはあるんでしょうか。そこら辺をもう一つ。

○井手林業振興課長 実は、このくまもと製材につきましては、構成者ということで県内の製材業の重立った人、それから県内の森林組合につきましては、もう大半が会員として入る。さらに、関西市場で非常にハウスメーカーとの流通コンタクトのある銘建株式会社というのが会員として加わりまして、生産それから加工、それから流通業界のそれぞれのノウハウを持った方々が、このくまもと製材に集まっていたと。これは、かつてない協同組合という形で発足するのではないかと期待をいたしております。

○上田泰弘委員 畜産課なんですけれども、くまもと畜産ブランド強化対策事業というのがございます。これには「天草大王」と豚の方が書いてありますけれども、肥後と言ったらやっぱりあか牛というふうな感じで考えてしまうんですけれども、畜協または畜産組合の人たちも、一生懸命肥後のあか牛のブランド化を目指されておりますが、それに対しての取り組みというのは具体的に何かないんでしょうか。

○高野畜産課長 先生、46ページ、ちょっと見ていただきたいと思えます。

県産牛肉販売戦略対策事業、これは事業といたしましては、(1)と(2)であるんですけれども、特に(2)のPR活動でございまして、これには、熊本県の場合は現在3つの

銘柄を決めておまして、くまもと黒毛和牛、くまもとあか牛、くまもと味彩牛、この味彩牛といますのは、黒とホルスタインのF1ですけれども、こちらを中心に県産の牛肉をPRしているような事業でございます。それで、こちらの方でそちらはPRするような格好にしております。

○上田泰弘委員 これはもうPRだけで、例えば松坂牛とかそういう形で、肥後のあか牛というような感じで、何というんですか、ブランド化というか、そういうあれはできないんですかね。

○高野畜産課長 ここに書いておりますように、牛肉消費拡大推進協議会、これは事務局が畜産協会にあるんですけれども、一応会長は知事になってもらっております。それで、先ほど言いました3つの銘柄について、特に県内はもとより県外あたりに、いろんなポスターとかいろんなシール、こういったものをつくって、一応PRはやっているような状況です。先生が言われるように、他県に比べますと、若干そういった部分の認知度は落ちる点はあるかと思っておりますけれども……。

○上田泰弘委員 関連して、済みません。遊休農地の有効活用なんかでも、そういったあか牛なんかを放牧してということで、あか牛の部門なんですけれども、非常にいい肉がとれているという話を聞いているものから、その辺も関連してそういう取り組みもしていただければと、これは要望でございます。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました

議案第11号について、採決いたします。

議案第11号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件について、お諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が4件っております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、瀬口農林水産政策課長から順次報告をお願いします。

○瀬口農林水産政策課長 まず、農林水産部における平成18年度の行財政改革の取り組みについての資料をお開きいただきたいと思います。

行財政改革につきましては、平成17年2月に策定をいたしました熊本県行財政改革基本方針に基づきまして、毎年度具体的な取り組みを掲載しました実施計画を作成し、着実な実施を推進しているところでございます。

本委員会では、お手元の報告資料「農林水産部における平成18年度の行財政改革の取り組みについて」に沿って、主な取り組みについて御報告をいたします。

まず、行政改革、組織体制の見直しでございますが、第1次産業の振興を総合的に推進するため、平成18年4月に農林水産部に改編したところでございます。

次のページをお願いします。

農業研究機関の見直しでございますけれども、まず、各地域農業研究所につきましては、農業研究センター本場や各研究所、普及部門の役割分担、連携強化のもとで、地域特性などを重視した研究を展開するとともに、効率的な組織体制を目指すとの見直し方針を決定したところでございます。

また、食品加工研究所につきましては、食品分野における研究ニーズに的確に対応するため、この4月に、工業技術センター等とともに産業技術センターに再編、統合を行ったところでございます。

次に、林業研究指導所の見直しでございますが、この4月に企画調査部門と普及指導部門を統合し、企画指導部を設置するとともに、技能講習業務の民間委託実施に向けた検討を進めるとの方針を決定したところでございます。

次に、水産研究センターの見直しでございますが、養殖研究部の機能強化、内水面関係業務の本所への集約、試験調査船の削減を、この4月に実施したところでございます。

次に、3ページに移りまして、業務の見直し、公共育成牧場の廃止及び民営化でございます。

平成17年度末をもって阿蘇公共育成牧場の廃止、西原及び球磨公共育成牧場への指定管理者制度の導入と民営化に向けました検討の実施に取り組んでいるところでございます。

次に、農林水産業の改良普及業務の見直しでございますが、農業、林業の普及業務について、振興局の再編にあわせて、取り組み課題の重点化、高度な普及指導員の育成、効率的な普及体制の構築の実施を予定しているところでございます。

次に、4ページでございます。

農業大学の研修教育の見直しでございますが、入学年齢制限の撤廃、農学部学科再編、専修学校への移行などの取り組みを実施

したところでございます。

次に、県出資団体の見直しでございますが、昨年3月に策定しました実行計画に沿いまして、農業公社など10団体の取り組みを進めているところです。その進捗状況につきましては、中ほどの表にもありますとおり、県費支出を2年累計で6億4,000万円削減、県職員派遣数を5人削減し、着実に実施しているところでございます。

また、林業公社につきましては、経営改善推進委員会におきまして、今後のあり方などに係る検討を実施したところでございます。

次のページをお願いします。

指定管理者制度の導入でございますけれども、平成18年4月から、農業公園を初め6施設に導入したところでございます。

次に、財政改革、歳入構造の見直しについてでございますが、水とみどりの森づくり税については平成17年度から導入し、森林の有する公益的機能の維持、増進を図る事業に活用しているところでございます。

また、農業学校の授業料等につきましては、平成19年度入校生から県立学校と同額程度を徴収することとしておりまして、諸準備を進めたところでございます。

最後に、歳出構造の見直しについてでございますが、平成18年度から22年度を計画年度とします農業農村整備実施計画に基づきまして、効果的、効率的な実施に取り組んでいるところでございます。

以上で説明は終わりますが、今説明を行いました資料のほかに、右上隅に「総務常任委員会報告資料」とある本日総務常任委員会におきまして報告しております資料を用意しております。これは、県全体の18年度の行財政改革の取り組みをまとめたものでございまして、その中の農林水産部関係を抜粋して、ただいま御説明いたしました。全体の説明は割愛させていただきたいと思っております。

最後に、今後も引き続き、県政の喫緊の課

題でございます。行財政改革につきまして、県議会と一体となって取り組みを進めていくところでございますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

続きまして、熊本県中小企業振興基本条例への取り組みについてでございます。

1 ページ、2 ページが条例でございます。説明は省略させていただきたいと思っております。

5 ページをお願いしたいと思っております。

この条例の取り組みについて御説明いたします。

まず、全庁的な推進体制でございますけれども、従来から、中小企業の振興につきましては商工観光労働部が所管をしております。本条例に関しましても、商工観光労働部が全庁の調整、取りまとめを行うこととしております。全庁的な推進体制としましては、総合調整推進体制を用いまして、政策部長会議、政策調整会議を通じまして、政策の推進を図ることとしております。

次のページ、6 ページをお願いします。

取り組み内容についてでございます。

まず、所管の商工観光労働部におきまして、各部局の分も含め中小企業振興施策を取りまとめ、熊本県中小企業振興の主要施策を毎年度作成し、議会に報告するとともに、県民の皆さんに公表してまいりたいと思っております。

次に、庁内への周知につきましては、改めて商工観光労働部から県の発注する工事、物品及び役務の調達につきまして留意事項が通知をされておまして、周知を図ったこととしております。

(3)の国等への中小企業関連施設の改善要請につきましては、毎年度実施します県から国への施策提言の中で強く訴えてまいります。

最後に、中小企業・県民への周知、啓発につきましては、仮称ではありますが、中小企業セミナーを実施するほか、昨年からスター

トしました新事業支援調達制度の周知など、さまざまな機会をとらえて周知を図ってまいります。

最後に、これらの取り組み状況につきましては随時御報告をさせていただき、県議会の御意見をいただきながら進めていくこととしております。県内事業者の99%を占めます中小企業の振興は、県政にとりましても重要な課題であり、今回の条例制定を機に、県議会の御意見を賜りながら、さらに取り組みを進めていくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○伊藤農業経営課長 農業経営課でございます。

品目横断的経営安定対策への取り組み状況の御報告でございます。

結論から申し上げますと、大豆、米とも現在順調に加入が進んでいるところでございます。

まず1、対策加入及び見込みの状況でございます。

まず、大豆でございます。

目標面積といたしましては、平成19年度の申請時までには、前対策であります大豆交付金の換算面積100%としております。

加入状況でございます。

6月8日現在、加入申請済み面積が8割以上に達しておまして、期限は7月2日でございますが、目標面積を上回る予定でございます。

表1をごらんいただければと思います。

下から2段目のA分のBでございます。現在の進捗状況83%、それから一番下の欄でA分のC、最終面積との対比といたしましても105.2%ということでございます。

次に、米でございます。

目標面積といたしましては、平成21年度の申請時までには、前対策であります稲作所得基盤

確保対策の加入換算面積の100%としておりまして、平成19年度は、まず、その面積の50%以上を目標としております。しかしながら、目標達成時期ができるだけ前倒しとなりますよう積極的に促進を図っております。

加入状況でございます。

6月8日現在、目標面積に対しまして申請済みが8割以上に達しておりまして、期限までに目標面積を上回る予定でございます。

表2でございます。

同じように、下から2段目のA分のB、現在の進捗状況88%、その下のA分のC、最終面積との対比117.3%でございます。

2の今後の推進方策でございますが、米、大豆とも、組織づくりと制度への加入に向けて説明会等を実施しております。今後とも、農家の不安が払拭できますように、さらに説明会等を重ねながら、対応を行っているところでございます。

特に、米は麦の場合と違いまして、諸外国との生産条件格差への支援がない、それから出荷や販売方法が多岐にわたる、それから今年度から新たな米対策が始まることなど、米農家特有の事情がございます。

このため、組織づくりに当たりましては、地域ごとにモデル地区を設定いたしまして、税理士等を活用した支援、組織リーダーの活動支援、農業機械の導入支援などを行い、より多くの生産者が加入されるよう推進しております。

以上でございます。

○進藤農村計画・技術管理課長 農村計画・技術管理課でございます。

報告事項4番の国営川辺川利水事業の現状と今後の進め方につきまして御報告申し上げます。

資料を3ページにわたりまして整理してございますが、1点目としては、事業の概要と主な経緯、2点目といたしましては、事前協

議におきます議論の経緯、2ページに入りまして、3点目でその後の経緯と現状、4点目で今後の進め方を整理してございます。

この事業のポイントでございますが、昭和58年に事業が着手されているという点が1点ございます。そういった中で、平成6年に計画の変更ということで見直しをやったわけでございますが、この手続をもとに不服ということで訴訟が起こったわけでありまして。そういった中で、平成15年5月に福岡高裁の判決が下されまして、そういった面では国側の敗訴ということになったわけでございます。

その後、事前協議、関係農家の意向把握等を経まして進めてきたわけでございますが、2ページ目の上の④のところでございます。

3ページの方と見比べてごらんになっていただければと思いますが、基本的には、3ページの方にありますように、計画変更を行うに当たりましては、計画概要素案の絞り込みというのを行いまして、その後土地改良法に基づく手続に入っていくわけでございます。

④の方にありますように、昨年7月14日、総合調整役の県といたしまして、農水省から示された既設導水路活用案ということで整理をいたしたわけでございます。これが、3ページの一本化というところに向けた整理でございました。

その後、3番の①にありますように、絞り込み以降に、昨年7月31日でございますが、相良村の方から国営利水事業への不参加が正式に表明されました。その後、他の5市町村との間で対立が深刻化しておりまして、事業の展開方向が極めて不透明な状況になったということでございました。

そうした中にありまして、本年4月の統一地方選後に、新体制のもとで市町村間におきまして新たな協議が再開されたということでございます。5月14日、この資料でいきますと②の方に整理してございますが、地元関係市町村長によりまして第1回の利水事業関係6

市町村長会議というものが開催されておまして、今後、同会議におきまして国営事業を基本に協議していくことで合意されております。

そうした中にありまして、今後の進め方でございますが、4番にありますように、利水事業と申しますのは、本来地元からの申請事業でございます。そういった意味で、農家の判断が基本ではありますけれども、市町村の負担金を伴うこと等もありまして、手続上、市町村長との協議が必要だということでありま

す。こうしたことから、計画変更に当たりましても、市町村の合意が不可欠であるということで、これまで、県といたしましても、関係市町村の意向を確認するために、県独自あるいは国とともに、各市町村長等との意見交換を重ねてまいりました。

利水事業の今後の展開につきましては、地元が事業の行く末をどのように考えるかが基本ということでございます。そういった中で、まずは地元市町村間で十分協議、調整がなされまして、事業主体の国がその意向を見きわめた上で、事業の方向性を判断するということが重要というふうに認識しているところでございます。

県といたしましても、地元市町村の協議の状況、これをしっかり見きわめながら必要な支援を行うなど、適時適切に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○中村博生委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○前川収委員 どれからでもいいんですか。

○中村博生委員長 はい、いいです。

○前川収委員 報告2番の熊本県中小企業振興基本条例への取り組みについて、ずっと県のこの条例ができる前から、予算を計画していた19年度事業の中においての、この中小企業振興基本条例とかかわりのある事業名をずらっと——何ページ以降ですかね、8ページ以降ですかね、ずらずらずらっと書いてあるんですけども、ずらずらずらっと見よつたら、農業政策の中では農政部担当は余りかなと思いつながら、率直な感想として、そう思いつて見てきたわけでありま

す。2月議会でできたばかりの条例ですからね、今後、多分来年からは、これがもっと農業分野においてもずっと広がりが見えてくるんだらうというふうに思いますけれども、基本的には、中小企業者を対象とした条例であるということはおっしゃったとおりであります。地域特性を生かしながら県産品、県産物を生かしていこうという視点からいけば、1次産業が、その材料とか原料の2次産業に対する支給ということの受け皿になり得るわけありますから、県内農産物の産品、これは農林水産ですね。すべての1次産品を、いかに2次産品につなげていくかという視点を、これは商工サイドだけじゃなくて、やっぱり農林水産サイドとしてもしっかり持っていただくことによって、県産品の1次産業が、よりうまい形で、販路として——また、加工されながら事業が生まれてくるというような形を構築する上においては、その後ろ盾としては、この条例というのは非常に使いやすい条例だというふうに思っておりますので、ぜひそういった取り組みを、一つ一つ部長、部長……(「はい」と呼ぶ者あり)よろしくお願ひしたいと。ひとつ意気込みを聞かせてください。

○山本農林水産部長 部長の意気込みを最後に聞かせろというのがあるんじゃないかと思

って、一生懸命何て言おうかと考えよったんですが、実は今回、松田議員の質問で、知事にこの質問がございました。それで、実は私、またそのとき、これはもう一回再度徹底してこなくちゃいけないなということで、その日すぐに部課長を臨時で集めまして、この中小企業振興基本条例をもう一回徹底してくれというのをちゃんといたしました。

そして、あの条例を読んでおりますと、今前川委員の方からございましたように、ここには事業の例としては余り載っておりませんが、あの中の記事を読みますと、うちにもろにかかってくるようなやつがございます。

したがって、そのところをきちんと申し上げましたのと、また、今回の答弁の中で、品目横断で米、麦、大豆の、特に麦、熊本県は麦は少ないんですけれども、食品会社あたりともちゃんと需要を把握しながら、計画的な生産に努めて質の高い麦をつくっていくというような答弁をさせていただいていただいておりますけれども、そういったことも含めまして、この中小企業振興基本条例の精神を十分踏まえながら、農林水産部としても頑張っている所存でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○前川収委員 よろしくお願いたします。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

○西聖一委員 行財政改革の取り組みですけれども、大変厳しい財政状況の中で見直しをされておりますが、農林水産技術の普及、大変厳しい状況の中で一生懸命頑張っておられますが、これ以上どんどん減らされると、組織の維持も難しいという話も聞いております。ただ、現場における役割は本当に大変なものがありますので、ぜひとも普及の見直しについては十分慎重にさせていただきたいと。

それから、発展的にしていただきたいと思っております。

それから、あわせて農業大学校ですけれども、これも農業県1位の中ではぜひとも存続してほしい大学校でございます。県内の保育大学校は廃止というのが出てますけれども、やっぱり熊本県の農業大学校だけはずっと残していくように、今、後継者が減っておりますけれども、新規参入といいますか、研修部の方で人もふえているようでございますので、そういう特性を生かしながら、存続に向けて努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○中村博生委員長 要望でいいですか。

○西聖一委員 はい。

○前川収委員 全体的なその他等もいいですか。

○中村博生委員長 はい。もう全体的に行きましようか、時間があるけん。

○前川収委員 委員長、1つ提案なんですけれども、WTO交渉が今後どう進展していくかということ、既に我が熊本県議会においても、この改選前の議会の中で、意見書という形で国に対して決議を届けておりますけれども、以前からこのWTO交渉、ETA交渉等々が本県農業に影響する、その影響の大きさという部分についての警鐘がずっと鳴らされてきておりまして、農業団体も、その点について本当に一生懸命、そのWTO交渉が我が国にとってうまく有益になるような、特に農業分野にとっても有益になるような交渉をしっかりとやっていると聞いておりますが、非常に厳しい局面があるというような話を聞いております。

そこで、委員長、提案なんですけれども、

文面その他については、これまでの流れがあるからお任せいたしますが、新しく改選がなされて、新しい県議会の構成になったわけがありますから、改めて国に対して、このWTO、E T A交渉についての意見書というものを、この委員会として決議をして、それから本会議に上げていただければいかがかなというふうに思っています。いかがでしょうか。

○中村博生委員長 今、前川委員より提案ありましたけれども、さきの議会で議決されておりますけれども、改選後ということで、12月だったですか……（「12月だったです」と呼ぶ者あり）もろもろ要望等もされておりますけれども、新たにもう一度提出したらどうかということがございますので、ぜひともそういう形でさせていただきたいというふうに思いますけれども。

○瀬口農林水産政策課長 今の件について、今度国に対しての提案要望をいたしますけれども、その中でも、このWTO、我が農林水産部としても大事な一つの要望として出しております。議会の方には、12月も一緒になって要望をいただいております、ありがたく感じております。

○中村博生委員長 ぜひまた出したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。皆さんよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 ありがとうございます。  
ほかにその他でございませんか。

○西聖一委員 先ほど申し上げた件は、非常に厳しいところがありますので、時間もありませんから、ちょっと変えまして、部長、あれは結構でございますが、1点だけ教えていただきたいのは、阿蘇治山安全協会がありましたけれども、ほかにもあるのかというのを、

それが1点と、これについてこれからどういうふうに指導していくのかというのを、ちょっとだけお聞かせください。

○山本農林水産部長 私への質問ですが、新聞に載っておりますところからする情報以外、私は存じておりません。したがって、先ほどもちょっと西委員の方から質問がありましたものと関係するかもしれませんが、あぁいった団体がほかにあるかどうかについては存じておりませんが、私としては、あぁいった新聞情報等からの間接的な情報しか持ち合わせておりませんので、それについてどうかと言われても、確たるものがないから申し上げようがないんですが、ただ、私どもといたしましては、これまで同様、公明性を確保しながら、業務の執行にきちっと対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○西聖一委員 ありがとうございます。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。  
なければ、報告事項に対する質疑、その他すべて終了いたしました。

最後に、要望書が1件提出されておりますので、参考として手元に写しを配付しております。

長時間にわたりありがとうございました。  
これをもちまして、第2回農林水産常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後0時17分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長